

豊岡市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する基準等を定める要綱

平成30年9月28日豊岡市告示第259号

改正 平成31年3月11日豊岡市告示第55号 令和2年6月17日豊岡市告示第224号

令和3年4月5日豊岡市告示第131号

豊岡市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する基準等を定める事業実施要綱(平成27年豊岡市告示第158号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 予防給付基準サービス事業(第3条)

第3章 支え合いサービス事業

第1節 総則(第4条・第5条)

第2節 支え合い通所介護事業(第6条～第25条)

第3節 支え合い生活支援サービス事業(第26条～第34条)

第4章 介護予防ケアマネジメント(第35条～第37条)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成30年豊岡市告示第258号。以下「実施要綱」という。)に定める予防給付基準サービス事業、支え合いサービス事業及び介護予防ケアマネジメントの実施に関する基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第71号。以下「大臣基準」という。)、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)及び実施要綱において使用する用語の例による。

第2章 予防給付基準サービス事業

(指定事業者の資格等)

第3条 市長は、予防給付基準サービス事業者の指定の申請があった場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、実施要綱第13条第1項に規定する予防給付基準サービス事業者について、その指定を行わない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者が、次項に規定する基準に従って適正な予防給付基準サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 法人の代表者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 法人の代表者が、法又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 法人の代表者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 法人の代表者が、法第7条第9項に規定する社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3箇月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- (9) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (10) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に通知した特定の日であって、当該検査が行われた日から起算して60日以内の当該特定の日をいう。）

までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (11) 第9号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 申請者が、指定の申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は予防給付基準サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (13) 法人の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは豊岡市暴力団排除条例（平成24年豊岡市条例第32号）第7条に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき又は暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等による支配を受けているとき。
- (14) 申請した法人の役員等のうちに第3号から第7号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。

2 前項第2号に規定する基準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。ただし、記録の整備に関する基準のうち記録の保存期間については、次に掲げる基準にかかわらず、5年間とする。

- (1) 予防給付基準訪問介護事業 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準及び大臣基準に規定する訪問型サービス事業者に係る基準
- (2) 予防給付基準通所介護事業 旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準及び大臣基準に規定する通所型サービス事業者に係る基準

3 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、申請に係る予防給付基準サービスの量が、市介護保険事業計画において定めた予防給付基準サービスの種類ごとの見込量に既に達しているとき、当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるときその他の市介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、予防給付基準サービス事業者の指定を行わないことができる。

第3章 支え合いサービス

第1節 総則

（支え合いサービス事業受託者の資格等）

第4条 市長が、実施要綱第3条第4項の規定に基づき、事業を受託する者（以下

「支え合いサービス受託者」という。)は、第6条から第34条までに定める基準に従って適切に事業を実施する意思及び能力を有すると認められる者とする。

- 2 前項の支え合いサービス受託者の適格性の認定に当たっては、豊岡市地域包括支援センター運営協議会（豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（平成19年豊岡市告示第81号）に定める豊岡市地域包括支援センター運営協議会をいう。）の意見を聴取するものとする。

（支え合いサービス実施拠点の配置等）

第5条 支え合いサービス事業所(支え合いサービスを実施する主たる拠点をいう。以下同じ。)は、支え合いサービスの種類ごとに、豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）に定める地区（以下「地区」という。）のうち主として支え合いサービスを提供する量が最も多い地区（以下「主たるサービス提供地区」という。）に1箇所設置するものとする。ただし、支え合い生活支援サービス事業所は、利用者に対して適切にサービス提供ができる場合は、主たるサービス提供地区以外の地区に設置することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支え合いサービス事業所の不足により、利用者への適切なサービス提供が困難と認められる場合は、同一地区に複数の支え合いサービス事業所を設置することができるものとする。

第2節 支え合い通所介護事業

（基本方針）

第6条 支え合い通所介護事業は、その利用者が地域とのつながりを維持しつつ、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅サービス事業者、施設サービス事業者、地域密着型サービス事業者、予防給付基準サービス事業者等の雇用職員と地域住民とが協働して、必要な日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（人員に関する基準）

第7条 支え合い通所介護事業を行う者(以下「支え合い通所介護事業者」という。)は、当該事業を行う事業所（以下「支え合い通所介護事業所」という。）ごとに、支え合い通所介護事業従事者登録台帳（支え合い通所介護事業に従事する者（以下この節において「事業従事者」という。）の氏名、住所、生年月日、従事する業務、身分等を記載した台帳をいう。以下この節において「事業従事者登録台帳」という。）を整備するものとする。

- 2 支え合い通所介護事業者は、当該支え合い通所介護事業の利用者に対して適切に支え合い通所介護が提供されるために必要な通所サービス支援員（支え合い通所介護の提供に当たる者をいう。以下同じ。）の員数を確保し、前項の事業従事者登録台帳に登録するものとする。

- 3 支え合い通所介護事業者は、前項の通所サービス支援員として、当該支え合い通所介護事業者の雇用職員でない者を確保するよう努めるものとする。
- 4 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護事業所ごとに、管理者（支え合い通所介護事業所の運営全般を管理する者をいう。以下この節において同じ。）を確保し、第1項の事業従事者登録台帳に登録するものとする。
- 5 支え合い通所介護事業者は、第1項の事業従事者について、介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の運営に携わった経験を有する者を確保するよう努めるものとする。
- 6 支え合い通所介護事業者は、事業従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

（設備に関する基準）

第8条 支え合い通所介護事業所は、事業の運営を適切に行うために必要な広さを有する専用の活動スペースを設けるほか、支え合い通所介護の提供に必要な設備、備品等（以下この条において「設備等」という。）を備えなければならない。

- 2 前項の設備等は、他の事業等の用に供される設備等において、現に事業が実施されていない場合は、当該他の事業等の用に供される設備等を活用することにより当該設備等を備えているものとみなすことができる。

（手続に関する説明及び同意）

第9条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第16条に規定する重要事項に関する規程の概要、支え合い通所介護事業者の登録状況その他の重要事項について、文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

（提供拒否の禁止）

第10条 支え合い通所介護事業者は、次に掲げる場合を除き、支え合い通所介護の提供を拒んではならない。

- (1) 利用申込者の居住地が当該事業所の事業の実施地域外である場合
- (2) 利用申込者の心身の状況が支え合い通所介護において提供すべき通常のサービス内容では、対応することが困難な状況である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がサービス提供の拒否について相当の理由があると認める場合

- 2 支え合い通所介護事業者は、前項の規定に基づき当該サービスの提供を拒否しようとするときは、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

（地域包括支援センター等との連携）

第11条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護を提供するに当たっては、地域包括支援センター、介護予防支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サ

ービスを提供する者（以下この節において「地域包括支援センター等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）

第12条 支え合い通所介護事業者は、介護予防サービス・支援計画（以下「支援計画」という。）の目的に沿った支え合い通所介護を提供するよう努めなければならない。

（サービス提供の記録）

第13条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護を提供した際には、当該支え合い通所介護の提供日及び内容、実施要綱第12条の規定により利用者から支払を受ける利用料等の額その他必要な事項を利用者ごとに記録しなければならない。

2 支え合い通所介護事業者は、前項により記録した内容を一覧にした書類を月ごとに市長に提出しなければならない。

（緊急時等の対応）

第14条 通所サービス支援員等は、現に支え合い通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師及び市への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の業務）

第15条 管理者は、次に掲げる各号の業務を行うものとする。

- (1) 支え合い通所介護事業の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 事業従事者の従事体制を調整すること。
- (3) 第13条に定めるサービス提供の記録を整理し、市に報告すること。
- (4) 地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (5) 第22条第1項に定める運営推進会議に出席すること。
- (6) 事業従事者に対し、支援計画に記載された援助目標等の情報を伝達すること。
- (7) 事業従事者に対する研修を実施すること。
- (8) その他支え合い通所介護事業所の運営に関すること。

（運営規程）

第16条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護事業所ごとに、次に掲げる各号の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業従事者の職種及び必要人数
- (3) サービス提供日及びサービス提供時間
- (4) 支え合い通所介護の利用定員
- (5) 支え合い通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) サービス提供地域

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(支え合い通所介護の提供水準等)

第17条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護事業の運営に当たっては、実施要綱第2条第2項第6号に規定する支え合い通所介護の内容について、支援計画に基づき特定の支援に偏することなく総合的に提供するものとする。

2 支え合い通所介護事業者は、支援計画において位置づけられる回数の支え合い通所介護を提供しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる回数の提供で足りるものとする。

(1) 法に基づく要支援認定区分が要支援1の認定者又は事業対象者に係るものであって、かつ、支援計画に基づく支援回数が1週間に2回以上である場合 1週間に1回

(2) 法に基づく要支援認定区分が要支援2の認定者に係るものであって、かつ、支援計画に基づく支援回数が1週間に3回以上である場合 1週間に2回

3 利用者は、心身の状況、家族の状況、居宅から支え合い通所介護事業所までの距離及び交通環境等により、支え合い通所介護事業所までの送迎を希望することができる。ただし、事業従事者等の付き添いによる通い、公共交通機関利用料の助成その他送迎に代わる措置を実施する場合は、この限りでない。

4 支え合い通所介護事業者は、通所サービス支援員等に利用者への身体介護（身体を支える等の利用者への直接的な接触を伴わない付き添い等は除く。）及び医療的管理と認められるサービスを提供させてはならない。

5 支え合い通所介護事業者は、主たるサービス提供地区全域をサービス提供範囲としなければならない。

(非常災害対策)

第18条 支え合い通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に事業従事者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(清潔保持と健康の管理)

第19条 支え合い通所介護事業者は、通所サービス支援員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第20条 事業従事者は、正当な理由がなく、その事業に従事する中で知り得た利用

者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 支え合い通所介護事業者は、事業従事者であった者が、正当な理由がなく、その事業に従事する中で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、あらかじめその旨の誓約書の提出を受けるなど必要な措置を講じなければならない。
- 3 支え合い通所介護事業者は、会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(苦情処理)

第21条 支え合い通所介護事業者は、提供した支え合い通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 支え合い通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 支え合い通所介護事業者は、提供した支え合い通所介護に関し、市から文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会があったときはそれに応じ、及び利用者からの苦情に関して市が調査を行う場合には、それに協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 支え合い通所介護事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第22条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護の提供に当たっては、主たるサービス提供地区ごとに利用者、利用者の家族、事業従事者、地域において社会貢献活動を行っている者、地縁組織の代表者、市の職員、当該主たるサービス提供地区を管轄する地域包括支援センターの職員、民生委員、豊岡市生活支援体制整備事業実施要綱（平成27年豊岡市告示第126号。次項において「生活支援体制整備要綱」という。）第4条で規定する生活支援コーディネーター等が出席し、構成する協議会（以下「運営推進会議」という。）に出席するよう努めなければならない。

- 2 前項の運営推進会議の設置は、当該支え合い通所介護事業所の所在する地区に生活支援体制整備要綱第5条第2項に規定する地域サポート会議が設置される場合は、当該地域サポート会議の設置をもって代えることができる。
- 3 支え合い通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域住民の自発的活動等と連携を図るとともにその自発的活動の促進に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第23条 支え合い通所介護事業者は、利用者に対する支え合い通所介護の提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族並びに当該利用者に係る地域包括支援センター又は介護予防支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。

2 支え合い通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 支え合い通所介護事業者は、前項の損害賠償に備えて保険に加入しなければならない。

(会計の区分)

第24条 支え合い通所介護事業者は、支え合い通所介護事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の保管)

第25条 支え合い通所介護事業者は、利用者に対する支え合い通所介護の提供に関する次に掲げる記録を、第1号及び第3号の記録にあつてはその完結の日から2年間、第2号及び第4号の記録にあつてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域包括支援センター又は介護予防支援事業者から交付を受けた支援計画

(2) 第13条第1項に規定する記録

(3) 第21条第2項に規定する記録

(4) 第23条第2項に規定する記録

第3節 支え合い生活支援サービス事業

(基本方針)

第26条 支え合い生活支援サービス事業は、可能な限りその居宅において、要支援状態等の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、指定居宅サービス事業者、施設サービス事業者、地域密着型サービス事業者、予防給付基準サービス事業者等の雇用職員と地域住民とが協働して、生活全般にわたる支援(調理を除く。)を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図る。

(人員に関する基準)

第27条 支え合い生活支援サービス事業を行う者(以下この節において「支え合い生活支援サービス事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下この節において「支え合い生活支援サービス事業所」という。)ごとに、支え合い生活支援サービス事業従事者登録台帳(支え合い生活支援サービス事業に従事する者(以下

この節において「事業従事者」という。)及び生活支援員(支え合い生活支援サービスの提供に当る者をいう。以下この節において同じ。)の氏名、住所、生年月日、従事する業務、身分等を記載した台帳をいう。以下この節において「事業従事者登録台帳」という。)を整備するものとする。

- 2 支え合い生活支援サービス事業者は、前項の生活支援員として、当該支え合い生活支援サービス事業者の雇用職員でない者を確保するよう努めるものとする。
- 3 支え合い生活支援サービス事業者は、支え合い生活支援サービス事業所ごとに、管理者(支え合い生活支援サービス事業所の運営全般を管理する者をいう。以下この節において同じ。)を確保し、第1項の事業従事者登録台帳に登録するものとする。
- 4 支え合い生活支援サービス事業者は、第1項の事業従事者について、介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の運営に携わった経験を有する者を確保するよう努めるものとする。
- 5 支え合い生活支援サービス事業者は、事業従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めなければならない。

(設備に関する基準)

第28条 支え合い生活支援サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用区画を設けるほか、支え合い生活支援サービスの提供に必要な設備及び備品等(以下この条において「設備等」という。)を備えるものとする。ただし他の事業等の設備等を利用することにより、当該支え合い生活支援サービスの利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、これらの設備等を設けないことができる。

(身分を証する書類の携行等)

第29条 支え合い生活支援サービス事業者は、生活支援員に市が発行する身分を証する書類(以下この条において「生活支援員証」という。)を携行させ、初回訪問時及び利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導するものとする。

- 2 支え合い生活支援サービス事業者は、生活支援員が事業従事者登録台帳に登録したときは、遅滞なく市に生活支援員証の交付を求めるものとする。
- 3 支え合い生活支援サービス事業者は、生活支援員が事業従事者登録台帳から削除したときは、遅滞なく市に生活支援員証を返還しなければならない。

(管理者の業務)

第30条 支え合い生活支援サービス事業所の管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支え合い生活支援サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 生活支援員の訪問調整をすること。
- (3) 第34条において準用するサービス提供の記録を整理し、市に報告すること。

- (4) 地域包括支援センター等との連携に関すること。
- (5) 第34条において準用する運営推進会議に出席すること。
- (6) 生活支援員等に対し、支援計画に記載された援助目標等の情報を伝達すること。
- (7) 生活支援員等に対する研修を実施すること。
- (8) その他支え合い生活支援サービス事業所の運営に関し市長が必要と認めること。

(運営規程)

第31条 支え合い生活支援サービス事業者は、支え合い生活支援サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業従事者の職種及び必要人数
- (3) サービス提供日及びサービス提供時間
- (4) 支え合い生活支援サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) サービス提供地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(支え合い生活支援サービスの提供水準等)

第32条 支え合い生活支援サービス事業者は、支援計画において位置づけられる回数
数の支え合い生活支援サービスを提供しなければならない。ただし、当該回数が
1週間に5回以上である場合は、1週間に4回の提供で足りるものとする。

- 2 支え合い生活支援サービスの提供時間は、1回当たり1時間以内を基本とし、
1時間又は1時間に満たない端数時間を増すごとに1回のサービス提供を行った
ものとみなすことができる。

(記録の保管)

第33条 支え合い生活支援サービス事業者は、利用者に対する支え合い生活支援サ
ービスの提供に関する次に掲げる記録を、第1号及び第3号の記録にあつてはそ
の完結の日から2年間、第2号及び第4号の記録にあつてはその完結の日から5
年間保存しなければならない。

- (1) 地域包括支援センター又は介護予防支援事業者から交付を受けた支援計画
- (2) 次条において準用する第13条第1項に規定する記録
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する記録
- (4) 次条において準用する第23条第2項に規定する記録

(準用)

第34条 第9条から第14条まで、第17条第1項、第4項及び第5項、第19条から第

24条までの規定は、支え合い生活支援サービス事業について準用する。この場合において、第14条及び第19条中「通所サービス支援員等」とあるのは「生活支援員等」と、第17条第1項中「第6号」とあるのは「第7号」と読み替えるものとする。

第4章 介護予防ケアマネジメント

(指定介護予防支援等に係る基準の準用)

第35条 介護予防ケアマネジメントの実施に関する基準は、指定介護予防支援等基準に規定する介護予防支援に係る規定の例による基準及び次条に規定する基準とする。

(支え合いサービス事業に係る介護予防ケアマネジメント)

第36条 前条の規定にかかわらず、支え合いサービス事業に係る介護予防ケアマネジメントにおいては、サービス担当者会議は、必要に応じて開催することで足りるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、支え合いサービス事業に係る介護予防ケアマネジメントにおいて、利用者等の状況に大きな変化がない場合は、利用者への訪問によるモニタリングは、3箇月に1回実施することで足りるものとする。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、豊岡市介護予防・生活支援サービス事業の実施に関する基準等を定める要綱(平成27年豊岡市告示第158号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月11日豊岡市告示第55号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(豊岡市食の自立支援事業実施要綱の一部改正)

2 豊岡市食の自立支援事業実施要綱(平成18年豊岡市告示第217号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(豊岡市生きがい活動支援通所事業実施要綱の一部改正)

3 豊岡市生きがい活動支援通所事業実施要綱(平成18年豊岡市告示第226号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（令和2年6月17日豊岡市告示第224号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年4月5日豊岡市告示第131号）

この要綱は、告示の日から施行する。